

なら100年会館友の会規約

1. 名称

本会の名称は、なら100年会館友の会（以下「友の会」という。）とします。

2. 目的

友の会は、一般財団法人奈良市総合財団が管理運営するなら100年会館で開催する自主・共催事業を通じて、会員の方々へ優れた芸術文化をより身近に提供すること、また人づくり、地域づくりに貢献することを目的とします。

3. 事業

友の会は、上記の目的を達成するために、会員の特典を実施します。

但し、入会手続き完了時からの適用となります。

- ① 財団が指定する自主・共催事業のチケット料金の割引、発売、先行電話予約
但し、1公演につき2枚から4枚まで。当館のみ取り扱い。座席の指定はできません。
- ② なら100年会館情報誌『ふれあい』等の送付
- ③ チケット購入の簡略化
- ④ 財団が指定する会員限定サービス等の情報提供
- ⑤ その他財団が企画する会員限定の事業

4. 組織

友の会の会長は「なら100年会館館長」、友の会の会員は「個人会員・団体(法人)会員」で構成します。

5. 事務局

友の会の事務局は、なら100年会館内に置きます。

6. 入会・退会等

- ① 入会する場合は、『なら100年会館 友の会申込書』に必要事項を記入し、入会金・会費を添えて事務局へ提出してください。
- ② 当館ホームページ「友の会入会」からも行えます。入会金・会費はセブンイレブンにてお支払いとなります。
入金後、会員IDがメールされ、手続き完了となります。
※別途、手数料がかかります。
- ③ 会員の届け出内容に変更が生じた場合は、友の会事務局に連絡してください。
- ④ 友の会更新手続きをされなかった場合、自動的に退会となります。
※更新されるには、年度末に更新手続きが必要です。更新手続きについては事務局よりご案内いたします。

7. 会員の資格について

会員が虚偽の申告や代金の未払い、また営利目的でのチケットの転売、その他規約に違反した場合は会員の資格が失効します。

8. 会費

友の会の会費は次のとおりとします。

一度納められた入会金・会費は、どのような理由があっても返納できません。

- ① 個人会員 新規会員 入会金 500 円
会費 1,000 円
更新会員 会費 1,000 円
- ② 団体（法人）会員 会費 1 口 1,000 円 ※10 口以上に限る

9. 会員期間及び更新

- ① 会員期間は、新規・更新会員共に入会手続完了時より同年度3月末日までです。
- ② 会員の資格を更新する場合は、「なら100年会館 友の会更新申込書」に必要事項を記入し、会費を添えて事務局へ提出してください。
- ③ 当館ホームページ「友の会入会」からも更新手続を行えます。会費はセブンイレブンにてお支払いとなります。
※別途、手数料がかかります。

10. 個人情報の取り扱いについて

友の会運営により得た個人情報は、一般財団法人奈良市総合財団の個人情報保護方針により、関連法規、政令その他の規範を遵守して取り扱いをするものとします。

11. その他

この規約に定めのない事項については、会長が別に定めます。

附則 この会則は平成18年7月1日から施行します。

附則 この会則は平成19年3月1日から施行します。

附則 この会則は平成19年4月1日から施行します。

附則 この会則は平成21年4月1日から施行します。

附則 この会則は平成23年3月1日から施行します。

附則 この会則は平成24年4月1日から施行します。

附則 この会則は2022年4月1日から施行します。

附則 この会則は2023年10月1日から施行します。

附則 この会則は2024年5月1日から施行します。